

# 防災ラジオを全戸に無償で貸与します。

～この事業は電源立地地域対策交付金を使用しています～

市では平成21年度から、合併前の上越市でエフエム上越（76.1MHz）が受信できる地区にお住まいの皆さまに緊急情報を自動的に受信する「防災ラジオ」を無償で貸与しています。

まだお持ちでない方は、次のとおり申請書に必要事項をご記入のうえ、申込みくださるよう、お願い申し上げます。

## 防災ラジオとは

家庭用コンセントに接続し、エフエム上越が受信できる場所に設置していただくだけで、市からの緊急情報などを自動的に受信し大音量とランプの点滅でお知らせするラジオです。また、平常時には、FM・AMラジオとしても御利用いただけます。

## 放送される情報

全国瞬時警報システム（<sup>ジェイ・アラート</sup>J-ALERT）による緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報などの緊急情報や市が発信する避難情報など、市民の皆さんの安全を守るための大切な情報です。

## 対象となる方

合併前の上越市でエフエム上越が受信可能なエリアにお住まいの市民の皆さんのうち、引き続き市内での居住が見込まれる方（1世帯あたり1台）に貸与します。その他、御不明な点は市へお気軽にお問い合わせください。

※戸別受信機等とは、防災行政無線の戸別受信機及び防災ラジオ並びにそれらの付属品をいいます。

----- (きりとり) -----

第1号様式(第4条関係)

戸別受信機等貸付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 上越市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

次のとおり同報系防災行政無線の戸別受信機等の貸付けを申請します。

設置場所	
設置希望日	月 日

◆記載時の注意事項◆

- 住民登録のある正しい住所、氏名を記載してください。
- 設置場所は、上記の申請者住所と同じ場合、記入は不要です。

# 防災ラジオ貸付に関する注意事項(必ずお読みください)

## Q1 防災ラジオの無償貸与とは？

- A1
- ・災害に関する情報や避難情報などの緊急情報を迅速かつ確実に伝えるため、市が防災ラジオを購入し、1世帯あたり1台を無償でお貸しします。
  - ・エフエム上越の電波を利用して緊急情報を発信していますので、合併前の上越市でエフエム上越が受信できる地域にお住まいの方を対象に、その地域に居住している期間、防災ラジオが貸与されます。(受信ができない地域にお住まいの方には戸別受信機を貸与します。)

## Q2 引越する場合は？

- A2
- ・市外へ転出される場合、必ず防災ラジオを市に返還してください。(エフエム上越が受信できない地域では緊急情報を受信できません)
  - ・市内へ転居する場合、地域によってエフエム上越が受信できないことがあります。この場合は、戸別受信機を設置しますので、市又は総合事務所へご連絡ください。

## Q3 故障した場合は？

- A3
- 市へ御連絡ください。
- ・通常のご使用による故障に関しては市が修理費を負担します。
  - ・故意又は不注意による破損や故障に関しては修理費を自己負担いただきます。

## Q4 防災ラジオの使用に係る費用負担は？

- A4
- ・通常は家庭用電源で御使用いただきますので、その電気料金(約25円/月)
  - ・停電時のバックアップ用の電池(単三電池3本)の交換費用(目安は年1回)などの経費を御負担いただきます。



防災ラジオ

## Q5 防災ラジオの受信テストは？

- A5
- ・市では、緊急情報を確実に受信できるか確認するため、毎月2回(1日・15日)、防災ラジオの起動テストを予定しています。(詳しくは、広報じょうえつ等でお知らせします。)

■ 防災ラジオに関する問合せ先：上越市役所 防災危機管理課 TEL：025(526)5111(内線1864・1733)

※上越市処理欄(表面の貸付申請書を提出する際には記入しないで下さい。)

### 受領確認書

平成 年 月 日 下記のとおり防災ラジオを受領しました。 (印)

防災ラジオ	形式	数量1台
製造番号		